

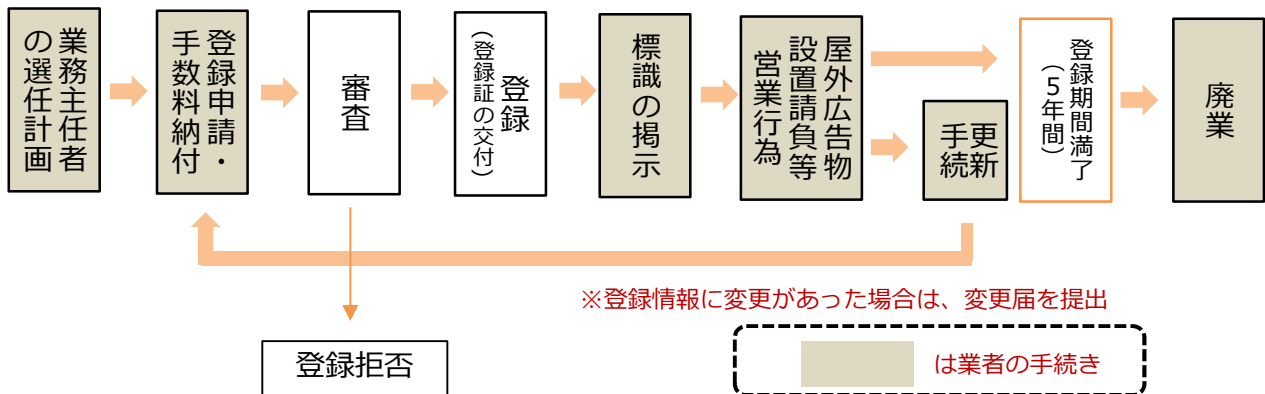
県内（政令市除く）に設置する場合（県土木事務所申請分）

詳細内容や記載例、提出先は「屋外広告業登録の手引」（県HP掲載）をご確認ください。

政令市（静岡市、浜松市）で屋外広告業を営む場合は、別途、市に登録する必要があります。県と政令市両方で登録したい場合は、先に県登録をした後、市へ「特例屋外広告業届出」を提出してください。

許可申請の流れ

県内（政令市を除く）で屋外広告業を営もうとする場合は、事前に県知事登録が必要です。



提出書類

申請の際は、次の提出書類を2部（正本・副本）、御提出ください（No.3、4は該当する場合のみ）
 副本はコピーでも可能です。様式の記載例は手引P6以降を確認してください。

なお、登録申請書（No.1）が2枚以上になる場合は、ホチキス留してください。

No	書類名称	申請者の区分		
		個人		法人
		成人	未成年	
1	屋外広告業登録申請書（様式第17号）	○	○	○
2	静岡県収入証紙1万200円分	○	○	○
3	誓約書（様式第18号）	○	○	○
4	住民票の写し ※コピー可 （県外の場合のみ）	申請者本人	○	—
		法定代理人	△	—
5	業務主任者の資格を証する書面のコピー （以下のうちいずれか） ・ 屋外広告士登録証又は屋外広告士合格証 ・ 屋外広告物講習会修了証書 ・ 技能検定合格証書（広告美術仕上げ） ・ 職業訓練指導員免許証（広告美術科） ・ 職業訓練課程（広告美術科）の修了証	○	○	○

No	注意事項
2	No1の余白に貼付してください。
3	申請者の押印又は署名が必要です。
4	法人の場合は、法人代表者による記入及び法人代表者印の押印又は署名が必要です。
5	住民票の写しは申請日の前3か月以内に発行されたものを提出してください。
5	申請者が未成年者の場合は、法定代理人に関する添付書類が必要です。法定代理人が個人の場合には、住民票（県内に住民票がある場合には不要が必要です）。

* 法人に添付を求めていた登記事項証明書については、令和8年9月1日より添付不要になりました。

登録期間及び手数料

申請手数料は、新規・更新の各申請の際に必要となります。
申請書の提出の際に静岡県収入証紙でお支払いただきます。
静岡県収入証紙は、県総合庁舎及び市役所・町役場で販売しています。

登録期間

5年間

手数料（R8.4.1時点）

10,200円

登録後にしなければならないこと

標識の掲示

登録を受けた後は、営業所ごとに登録業者であることを示す標識を作成し、掲示しなければなりません。標識の記載内容は様式で規定していますので、手引（P11）を確認してください。

帳簿の備付け

登録を受けた後は、屋外広告物の表示・掲出物件の設置に関する工事について、締結した**請負契約の内容を記載した帳簿を作成し、整理・保存**しなければなりません。この帳簿は、請負契約の期間の満了の日の属する事業年度の最終日に閉鎖し、その後5年間保存しなければなりません。帳簿に記載していただく事項は次のとおりです。

- (ア) 発注者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- (ウ) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- (エ) 広告物の表示又は掲出物件の設置の年月日

更新手続き

登録期間満了後も引き続き登録を希望する場合には、**期間満了日の30日前までに更新の手続き**をしてください。期間満了の2か月前程度を目安に更新手続きのご案内を送付します。
なお、登録期間が切れた場合、営業行為を行うことはできません。

変更手続き

登録事項に変更があった場合、**変更のあった日から30日以内に登録事項変更届**を提出してください。変更事項によって、添付書類が異なりますので、手引（P13）を確認ください。

廃業手続き

屋外広告業を廃止したときは、**廃止の日から30日以内に廃業等の届出**を提出してください。廃止原因により届出を行う人が異なりますので、手引（P14）を確認ください。

手引、様式はHPからダウンロードしてください

静岡県ホームページ「屋外広告物について」

(<http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-530a/okugaikoukokubutsu.html>)

静岡県 屋外広告物

検索

